

本庄市社会福祉協議会結婚相談ご利用案内



1. 所定の登録手続きをする。

- ア. 結婚相談登録カード
- イ. 結婚相談閲覧用カード
- ウ. 写真2枚
- エ. 独身証明書1通（発行日から3か月以内のもの）
- オ. 登録料 1,000 円（2 年度有効）ただし市民は無料とする

※写真は最近撮影したもの・できれば上半身と全身・お見合いにつながる

大事な資料となるため、なるべく素敵に写っている写真の提出をお願いします。

※独身証明書は、本籍地の市町村役場でお取り下さい。

※閲覧用カード・写真は、結婚紹介を目的として相談上の希望者、及び児玉郡市内結婚相談実施社協に提供されます。

※年度途中からの登録でも年間登録料をいただきます。また年度途中の登録解除であっても還付はございません。あらかじめご了承ください。

2. 相談にあたっての決まり

ア. 明るいより良い相談を進めるために。

- ・ 紹介、お見合い等すべて社協を通して行い、個人交渉はしない。
- ・ 個人情報保護のため資料閲覧の際、メモはとらない。
- ・ その他、全て相談員の指示に従う。

イ. 自他相互のプライバシーを尊重しあって、素晴らしい良縁を。

- ・ 一覧表、個人資料とも匿名とし、氏名はナンバーとイニシャルとする。
- ・ 実名の交換は見合いの段階とする。

ウ. 広域紹介で広く良縁を

- ・ 児玉郡市内結婚相談実施社協で地域交流を図り、相談活動を行う。
（本庄市・神川町・上里町）

3. 見合いの後は、その結果を相談所に報告する。

4. 登録について

- ・ 「登録」は2年度有効とする。
- ・ 「登録取消し」は、本人が直接相談所に申し出る。

※結婚相談日

本庄会場： 毎月第1水曜日 午後1時～午後4時（最終受付午後3時30分）
（※祝日は休み）

奇数月の第3日曜日 午後1時～午後4時（最終受付午後3時30分）
（※ただし会場の都合により変動になる場合があります。）

※場 所：本庄市銀座 1-1-1

会 場：本庄市社会福祉協議会 （相談時間内Tel：0495-21-8976）

※お問い合わせ先 本庄市社会福祉協議会 本庄市銀座 1-1-1 Tel0495-24-2755